

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年3月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000206号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000081号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を25万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳により、請求者は、当該期間にA社から賞与(25万5,000円)を支給されていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間の賞与に係る支給明細書により、複数の同僚に係る適用台帳どおりの賞与をA社から支給されていること及び当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間にA社から標準賞与額25万5,000円に相当する賞与の支払を受け、事業主により当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

したがって、請求期間に係る請求者の標準賞与額については、上述の請求者に係る適用台帳及び複数の同僚の賞与に係る支給明細書から確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万5,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、A社の回答並びに請求者に係

る適用台帳及び複数の同僚から提出された預金通帳の写しにより確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000227号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年12月31日から平成9年1月1日まで

私は、A社に平成8年12月末日まで在籍していたが、請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者のA社における雇用保険被保険者記録及び同僚の回答により、請求者は、平成8年12月31日まで同社に在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散しており、事業主は死亡していることから、請求期間における給与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社における社会保険事務担当者は、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について覚えていない旨陳述しており、複数の同僚に文書照会を行ったものの、厚生年金保険料控除の確認できる資料又は具体的な陳述は得られなかった。

さらに、請求者は、給料明細書等の資料を保管していないことから、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000175号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000080号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和60年3月11日から昭和61年4月1日まで

② 平成12年3月21日から同年4月1日まで

請求期間①について、A社で働いた期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

請求期間②について、B社の平成12年3月分給与支給明細書から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認め、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、A社は、平成3年4月9日から平成5年3月16日まで厚生年金保険の適用事業所となっているものの、請求期間①において適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者は、A社ではアルバイトのような形で勤務し給与を受け取っていないこと及び同社に係る資料を保管していないと陳述している。

さらに、請求者は、最近同社の事業主から、会社の立ち上げ当初は社会保険の手続きをしていなかった旨を聞いたこと及び当該事業主へ照会することは望んでいないことを回答及び陳述しており、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者を厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

い。

請求期間②について、B社の事業主から提出された雇用保険被保険者離職証明書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、請求者は平成12年3月20日に離職し、平成12年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認でき、資格喪失日については、雇用保険記録及びオンライン記録と符合している。

また、厚生年金保険法第19条第1項の規定において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、平成12年3月は請求者の資格喪失月であることから、被保険者期間には算入されない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日に、国民年金第3号被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者を厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000224号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000082号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年12月30日から平成3年1月1日まで

② 平成4年9月21日から同年10月1日まで

請求期間①について、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成2年12月30日とされているが、平成3年1月1日が正しいので訂正してほしい。

請求期間②について、B社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成4年9月21日とされているが、平成4年10月1日が正しいので訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社は、従業員の入社日及び退職日が記載された社会保険加入明細並びに請求者に係る平成2年分給与所得の源泉徴収票を提出し、請求者の退職日は平成2年12月29日であると回答している上、複数の同僚に照会を行ったものの、請求者が当該期間において同社に在籍していたことをうかがわせる回答又は陳述は得られず、請求者の当該期間における雇用関係について確認することができない。

また、A社は、年末における退職について、12月の最終稼働日を退職日としており、就業規則に規定された休日及びカレンダーによると、平成2年12月の最終稼働日は、平成2年12月29日である旨回答している。

さらに、厚生年金保険法第14条において、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する旨規定されているところ、上述の社会保険加入明細及び平成2年分給与所得の源泉徴収票で確認できる退職年月日並びに雇

用保険記録により確認できるA社における離職年月日は、いずれも平成2年12月29日とされており、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失年月日（平成2年12月30日）と符合している。

加えて、請求者から提出されたA社に係る給与明細書及び同社の回答によると、請求期間①当時における同社の保険料控除方法は翌月控除であると判断され、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないと認められる。

請求期間②について、B社は、確認できる資料がないため、請求者の退職日は不明である旨回答している上、複数の同僚に照会を行ったものの、請求者が当該期間において同社に勤務していたことをうかがわせる回答又は陳述は得られず、請求者の当該期間における勤務について確認することができない。

また、雇用保険記録により確認できるB社における離職年月日は、平成4年9月20日とされており、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失年月日（平成4年9月21日）と符合している。

さらに、請求者から提出されたB社に係る給与明細書、同社から提出された請求者に係る給与台帳及び同社の回答によると、請求期間②当時における同社の保険料控除方法は当月控除であると判断され、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないと認められる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。